

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	平内町 国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

平内町長

## 公表日

平成30年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険税の課税事務(以下を参照)のことを指す。</p> <p><b>【資格異動受付事務】</b>            社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。            ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。            ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。</p> <p><b>【転入者の所得情報把握事務】</b>            当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。            ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。            ②所得不明者の所得情報を把握するため、申告依頼書を送付し、所得の把握を実施する。</p> <p><b>【当初賦課決定事務】</b>            世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。            ①当初賦課税額決定            ②納税通知書の作成            賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p><b>【賦課更正事務】</b>            賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。            ①更正決定通知            更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p><b>【窓口事務】</b>            住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。</p> <p>&lt;特定個人情報の利用について&gt;            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得            ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得)            ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用            ①本人確認(真正性確認)            本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。            ②帳票への印字            各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会            ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点では未定。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番16及び30  ・国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務  以上の法令上の根拠より、国民健康保険税業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二  (情報提供)項番号 1、2、3、4、5、6、8、11、15、16、17、18、22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、78、80、84、87、88、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、109、110、113、114、115、116、117、120 (情報照会)項番号 27、42、43、44、45、46
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町
②所属長	税務課長 藤田 一浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2115

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

